

築上町における公有財産利活用等に係る  
サウンディング調査実施要領

令和5年6月

築上町

## 1. 調査概要

### (1) 調査の背景

築上町においては人口減少の進展により財政状況が厳しさを増す一方、多くの公共施設等の老朽化が進み、今後、多額の更新費用が必要となる見込みです。

こうした社会状況の中、本町は「築上町公共施設等総合管理計画」（平成29年3月策定）において、公共施設等について、本来の設置目的に合致してないものや利用状況が極めて少ないもの、また老朽化等により使用が制限されニーズに対応できていないもの、社会的役割が既に終了したものについては、供用の廃止又は転用を検討することとしています。

### (2) 調査の目的

本調査は、公有財産の利活用又は民間への売却もしくは貸付により、公有財産を活用した新たな事業や、歳入確保の可能性を検討するために行うものです。

その検討に当たり、民間事業者様との対話を通じて、そのご意見や事業構想等を把握し、本町公有財産の市場性の有無や利活用等の可能性を探りたいと考えております。

### (3) 調査対象公有財産

本町が管理する普通財産（既に利活用の方針が定まっているものを除く。）と、未利用・低利用の状態にあり、今後の具体的な活用方針のない行政財産を対象に調査を実施します。

詳細は別紙1「調査対象公有財産一覧」をご覧ください。

## 2. 調査内容

興味のある調査対象公有財産に関して、次の内容についてご意見・ご提案をお聞かせください。なお、本調査は事業発案の段階で実施するものであり、提案説明のための資料等のご提出は任意とします。

- (1) 当該公有財産の活用方法（本町からの現況売却、現況貸付を含む。）のアイデアや課題
- (2) 当該公有財産利活用に係る事業スキームに関する提案・意見・要望
- (3) 当該公有財産周辺の地域貢献のあり方
- (4) その他意見・要望等

## 3. 参加対象者

本町公有財産の利活用に関心のある法人又は法人グループを対象とします。ただし、法人又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は、本調査に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する欠格事由に

該当する者

- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項及び第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- (3) 国税及び地方税を滞納している者
- (4) 築上町暴力団排除条例第2条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) 連携協力企業等（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行うものをいう。）がある場合は、当該協力企業等が（1）から（4）までのいずれかに該当する者
- (6) その他、関係法令等に違反している者

#### 4. 調査実施方法

##### (1) 調査スケジュール

項目	期日(令和5年)	内容
実施要領等公表	6月1日(木)	本町ホームページに公表
質問受付期限	6月15日(木)	・質問シート(様式1)を添付し、メールを送信 ・本町からは質問を受理した旨のメールを返信
質問回答期限	6月22日(木)	本町は様式1に記載のメールアドレスに回答を送付
エントリーシート等提出期限	7月5日(水)	メール又は郵送で様式2、3を提出
個別対話実施	7月10日(月)～ 7月12日(水)	・実施日時は参加希望者と調整して決定します。 ・場所：築上町役場 福岡県築上郡築上町大字椎田 891-2
実施結果公表	7月下旬	本町ホームページに公表

【質問・エントリーシート等提出先】 E-mail : kikakukeikaku@town.chikujō.lg.jp

## (2) 参加方法

本調査に参加を希望される方は、「エントリーシート」(様式2)に必要事項を記入のうえ、誓約書(様式3)及び企画提案書等(必要な場合のみ。任意様式)を添付して電子メール又は郵送で下記までお申し込みください。

・申込先：築上町役場企画財政課企画計画係 担当：舛川(内線321)

住 所：〒829-0392

福岡県築上郡築上町大字椎田 891-2

電話番号：0930-56-0300(代表番号)

E-mail：kikakukeikaku@town.chikujo.lg.jp

## (3) 留意事項

- ・本調査への参加に要する費用(交通費等)は、すべて参加事業者の負担とします。
- ・ご提出いただいた資料等は返却しません。
- ・今後、公有財産利活用に係る事業の公募が行われる場合であっても、本調査への参加実績が評価の対象となることはありません。
- ・本調査への参加で知り得た情報を、許可なく第三者に伝えることを禁止します。
- ・本調査の実施結果については概要を公表します。なお、公表に当たっては、事前に参加者に対して公表する内容を確認します。また、参加事業者の名称や、提案の詳細、企業独自のアイデアやノウハウに関することは公表しません。
- ・本調査後も追加の対話やアンケート等を依頼することがありますので、ご協力をお願いいたします。